

○三鷹市生涯学習センター条例

平成28年3月31日条例第5号

三鷹市生涯学習センター条例

(目的及び設置)

第1条 市民が生涯にわたって、ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくるとともに、市民参加と協働のまちづくりの推進を目指して、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市生涯学習センター

位置 三鷹市新川六丁目37番1号

(事業)

第3条 生涯学習センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成に関すること。
- (2) 生涯学習に関する情報及び資料の収集並びに提供並びに相談に関すること。
- (3) 生涯学習に関する活動の支援、団体の連携及び交流に関すること。
- (4) 生涯学習センターの施設等の使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 生涯学習センターは、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の推進を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務

- (3) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務
- (4) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(受講料等の徴収)

第6条 指定管理者は、第3条各号に掲げる事業を自主事業として行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができる。

(利用者懇談会)

第7条 市長は、生涯学習センターに関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聞くものとする。
(休館日)

第8条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 每月第4月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第9条 生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の承認等)

第10条 生涯学習センターの施設並びに設備及び器具を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができます。

(使用の不承認)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するた

めに使用するものと認められるとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用の承認をしないことができる。

(使用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第10条第2項に規定する使用の条件に違反したとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(使用料)

第13条 生涯学習センターの施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の使用料のほか、生涯学習センターの設備及び器具の使用については、規則で定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第14条 市長は、指定管理者が第3条各号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項及び第3項の使用料を免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第16条 使用者は、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第17条 使用者は、生涯学習センターの施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第12条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第19条 使用者は、生涯学習センターの施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、三鷹市個人情報保護条例（昭和62年三鷹市条例第29号）の定めるところにより、生涯学習センターの管理に関し保有する個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

2 生涯学習センターの管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5項の規定は、公布の日から施行する。

(三鷹市社会教育会館条例の廃止)

- 2 三鷹市社会教育会館条例（昭和59年三鷹市条例第2号）は、廃止する。
 (三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 3 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号を次のように改める。

(33) 削除

第7条第1項及び第9条中「、第29号から第33号まで」を「、第29号から第32号まで」に改める。

別表第2公民館運営審議会委員の項を削る。

(三鷹市立図書館条例の一部改正)

- 4 三鷹市立図書館条例（昭和55年三鷹市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表分館の部三鷹市立下連雀図書館の項を削る。

(準備行為)

- 5 この条例による生涯学習センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

施設名	団体区分	時間区分			
		午前9時～正午	午後0時30分～午後3時30分	午後3時45分～午後6時45分	午後7時～午後10時
学習室1	市内 団体	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室2		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室3		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室4		900円	900円	900円	900円
学習室5		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
学習室6		1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
学習室7		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
創作室1		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

創作室 2		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
料理実習室		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
和室		1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
ホール (ステージ使用)		6,700円	6,700円	6,700円	6,700円
ホール (ステージ不使用)		4,900円	4,900円	4,900円	4,900円
学習室 1	市 外 団体	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
学習室 2		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
学習室 3		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
学習室 4		1,350円	1,350円	1,350円	1,350円
学習室 5		2,250円	2,250円	2,250円	2,250円
学習室 6		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円
学習室 7		2,250円	2,250円	2,250円	2,250円
創作室 1		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
創作室 2		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
料理実習室		3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
和室		1,950円	1,950円	1,950円	1,950円
ホール (ステージ使用)		10,050円	10,050円	10,050円	10,050円
ホール (ステージ不使用)		7,350円	7,350円	7,350円	7,350円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内団体 市民（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）が構成員の半数以上を占める団体等をいう。

(2) 市外団体 市内団体以外の団体等をいう。

2 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。